お知らせ掲示板

★上士幌町役場　TEL01564-2-2111（代表）
※お問い合わせ先に記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。

募集

公営住宅入居者

【町営住宅（ふれあい団地・14区）】
◆入居資格
住宅に困窮していて、所得（月額）が15万8000円を超えず、町が定める基準に該当する者
【募集住宅①】
F棟2階・86号【平成8年度建設】
3LDK（2人以上世帯向け）
◆家賃（収入区分による）
月額2万4400円～3万6400円
【募集住宅②】
G棟2階・99号【平成9年度建設】
3LDK（2人以上世帯向け）
◆家賃（収入区分による）
月額2万4400円～3万6400円
【募集住宅③】
H棟2階・109号【平成10年度建設】
2LDK（2人以上世帯または60歳以上の単身高齢者向け）
◆家賃（収入区分による）
月額2万3300円～3万4700円
【特公賃住宅（ふれあい団地・14区・高額所得者向け）】
◆入居資格
住宅に困窮していて、所得（月額）が15万8000円以上、48万7000円以下で、町が定める基準に該当する者
【募集住宅④】
C棟2階・47号【平成14年度建設】
2LDK-s（2人以上世帯向け）
◆家賃　月額5万2400円
※所得に関わらず一律となります。
◆募集期間
いずれの住宅も3月1日(金)～11日(月)
◆注意事項（各住宅共通）
◇募集戸数を超えて申し込みがあった場合は、住宅の困窮度をもとに選考となります。
◇入居決定後、家賃月額の3か月分の敷金を納入していただきます。
◇利用できる駐車場は各戸1台分のみです。
◇ペットを飼うことはできません。
◇入居者決定後の手続き等がありますので、実際の入居可能時期は3月下旬以降になります。
【その他の住宅】
次の住宅は、申込期間を設けておらず、随時お申し込みを受け付けています。入居要件や住宅の状況など、詳しくはお問い合わせください。
◆新西団地（2人以上の世帯向け）
◇41号　家賃月額1万1700円～1万7400円
◆北団地（世帯人数・年齢制限なし）
現在、入居可能な空室はありません。
◆単身者住宅「ノースシティ」（60歳未満の単身者向け）
◇A棟204号、B棟101号、B棟104号、D棟104号
家賃月額2万7200円（一律）
※お申し込みやお問い合わせは、建設課公営住宅担当（TEL2-4297）まで

求む警察官！北海道警察官募集中！

私たちの暮らす北海道を守る警察官を目指しませんか。
【令和6年度（第1回）北海道警察官採用試験日程】
◆受付期日　3月1日(金)～29日(金)
◆採用予定人員　250名程度（うち女性は70名程度）
◆第一次試験　4月28日(日)
※採用試験の受け付けは電子申請となっております。
※詳細は、帯広警察署警務課（TEL0155-25-0110）まで

財務専門官募集

財務省北海道財務局では、財政・金融のプロフェッショナルとして活躍する財務専門官を募集しています。
◆受験資格
①平成6年4月2日から平成15年4月1日生まれの者
②平成15年4月2日以降生まれの者で大学を卒業する見込みの者など別に定める者
◆申込受付期間
◇2月22日(木)～3月25日(月)（受信有効）
※申込専用アドレス　https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html
◆第1次試験　5月26日(日)
※お問い合わせは、財務省北海道財務局人事課人事係（TEL011-709-2311内線4252）まで

町民法律相談

町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会を開催します。悩みごとや困りごと、トラブルなど、法的解決が必要な事項について、弁護士が相談に応じます。お気軽にお申し込みください。
◆日時　3月25日(月)　10時～12時
◆場所　山村開発センター第3研修室
◆相談員　弁護士　中島 和典 氏
◆申込期限　3月19日(火)まで
◇予約制の先着順で、相談時間は1人30分以内です。
※お申し込みやお問い合わせは、企画財政課広聴担当（TEL2-4290）まで

自衛官等募集のお知らせ

募集種目		応募資格	受付期間	試験日
予備自衛官補（第1回）	一般	18歳以上52歳未満の者	1月22日(月)～4月11日(木)	4月6日(土)～4月21日(日)の指定する1日
	技能	18歳以上で国家資格免許等を有する者（資格により年齢上限有）		
幹部候補生		【一般】22歳以上26歳未満の者 ※修士課程修了者等（見込含）は28歳未満の者 【歯科】20歳以上30歳未満の者 【薬剤科】20歳以上28歳未満の者	3月1日(金)～4月12日(金)	【1次】一般：4月20日(土)・21日(日) ※21日(日)は飛行要員希望者のみ 歯科・薬剤科：4月20日(土) 【2次】5月24日(金)～5月30日(木)の指定する1日
一般曹候補生（第1回）		18歳以上33歳未満の者	3月1日(金)～5月7日(火)	【1次】5月17日(金)～26日(日)の指定する1日 【2次】6月15日(土)～6月30日(日)の指定する1日

※詳しい内容や不明な点につきましては、左記までお問い合わせください。
※お申し込みやお問い合わせは、自衛隊帯広募集案内所（帯広市西5条南14丁目13番地 TEL・FAX0155-23-8718／Eメール obihiro.pco.tokachi@rct.gsdf.mod.go.jp）まで
◆自衛隊帯広地方協力本部ホームページ
https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/

自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供について

自衛官等の募集事務は、法令に基づく市町村の法定受託事務として定められており、この募集事務に住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上の問題が無いことが、総務省と防衛省から市町村に示されています。このことから、本町においては、防衛省（自衛隊）から自衛官等の募集に関する情報提供依頼があった場合、個人情報を厳正に管理のうえ住民基本台帳の一部の写しを活用し、事務を実施しています。
なお、自衛隊から情報提供を求められるのは、各年度15歳、18歳、22歳になられる町民の氏名、住所、性別、生年月日の4情報になります。
前述のとおり、自衛隊への情報提供は法定受託事務ではありますが、自衛隊への情報提供を希望しない方については、除外申請をしていただくことで、自衛隊へ提供する情報から削除します。また、申請により除外を決定した場合、対象者でなくなる年度まで除外決定は有効となりますので、何度も申請する必要はありません。
令和6年度分の除外申請受付は次のとおりです。
◆対象者　生年月日が平成14年4月2日から平成22年4月1日までの方（令和6年度に15歳～22歳になられる方）
※18歳未満の方は、保護者または代理人の方が申請してください。
◆受付期間　3月1日(金)～4月30日(火)
◆受付窓口　役場2階総務課防災担当
※お問い合わせは、町ホームページをご覧いただくか、総務課防災担当（TEL2-2111）まで

令和6年度三国峠休憩施設運営委託者の募集について

観光振興などのために設置されている三国峠休憩施設の運営委託者を募集いたします。
◆募集内容
三国峠休憩施設の運営および管理
◆募集要件
◇これまでに飲食等の経験のある町内居住の個人または法人とします。
◇受託経営者の経営方針を基本としますが、食事提供者を優先します。
◇可能な限り、周辺の景観、雰囲気を損なわぬよう配慮して営業を行うことが出来る者を優先します。
◆営業期間
概ね、令和6年4月第2土曜日～11月第1日曜日とします。ただし、町が受託者の運営状況を判断し、適切と認めた場合は令和11年まで継続して更新できるものとします。
◆応募方法
◇募集期間　2月12日(月)～3月12日(火)
※詳しい応募方法および申請書は商工観光課までお問い合わせください。
※町ホームページでも公開しています。
◆選定方法
申請後、選考委員による書類選考および面接を行い、3月下旬を目途に選定結果を通知します。
※お申し込みやお問い合わせは、商工観光課観光担当（TEL2-4291）まで

お知らせ・啓発

就学援助費の受給申込について

町では、経済的理由で小中学生の就学が困難な方に、学用品費、給食費、修学旅行費などの就学援助を行っています。令和6年度の申し込みを受け付けておりますので、希望される方はお早めにお申し込みください。
なお、就学援助受給者の決定は、保護者の申し込みにより、教育委員会が認定基準を満たしているか調査等を行い、6月中旬の課税台帳整備後に決定・通知されます。

◆**認定基準**

①前年の世帯全員の総収入が、当該年度の生活保護法に基づく基準の1.3倍を基礎とした算定額を超えない者。

②右記①に該当し、かつ「上士幌町就学援助認定要領」の給与対象者に該当する者（児童扶養手当受給者、町民税非課税または減免者など）。

◆**提出書類**

・令和6年度就学援助費受給申込書

・個人情報確認同意書

・給食費委任状

※申込書は、各学校を通して町内の全児童生徒に配布しております。また、町ホームページからダウンロードも可能です。

◆**申込先**　教育委員会教育推進課

総務・学校教育担当

◆**申込期限**　3月29日(金)

◇申込期限を過ぎても受け付けますが、4月を過ぎると申込日からの日割計算による受給となる場合があります。

※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会教育推進課総務・学校教育担当（℡2－3014）まで

11 住み続けられるまちづくりを　上士幌町防災ガイドマップについて

令和6年3月版の防災ガイドマップを全戸へ配布いたします。

◆**防災ガイドマップの配布及び入手方法**

①広報かみしほろ3月号とともに配布

②転入時に町民課窓口での配布

※①②以外で、入手希望の方は、役場総務課窓口にて防災担当からお受け取りください。

◆**前回発行（令和2年3月）からの変更点**

◇啓発事項

・避難情報（警戒レベル）、防災情報の入手ほか

◇土砂災害・水害ハザードマップ

【変更】・令和2年12月指定　土砂災害警戒区域等

【追加】・令和4年5月指定　洪水浸水想定区域図

◆上士幌町ホームページでも防災ガイドマップをご覧いただけます。

※お問い合わせは、総務課防災担当（℡2－2111）まで

17 パートナーシップで目標を達成しよう　障害者差別解消法「合理的配慮」をご存じですか

障害者差別解消法の改正により、これまで事業者は努力義務だった「合理的配慮の提供」は、令和6年4月1日から義務化されます。

◆**合理的配慮の提供とは？**

社会的なバリアを取り除くため、必要な配慮を行うことです。

日常生活で提供されている設備やサービスの中には、障がいのある人にとって利用が難しく、活動が制限されてしまう場合があります。障がいのある人から何らかの対応が必要との意思が示されたとき、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

合理的配慮の内容は、障がい特性や状況に応じて異なります。申し出があった方法では対応が難しい場合でも、対話を重ねて柔軟に対応案を検討することが大切です。

◆**合理的配慮の例**

・視覚障がいのある人に読み上げて説明する。

・聴覚障がいのある人に筆談など音声とは別の方法で伝える。

・車椅子を利用する人のため、段差にスロープを渡す。

◆**不当な差別的取り扱い禁止**

正当な理由がないのに障がいを理由として、サービス提供の拒否や制限をすることは禁止されています。

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当（℡2－4296）まで

16 平和と公正をすべての人に　確定申告書の作成・提出について

【確定申告書は、自分のスマホやパソコンで作成・提出できます！】

令和5年分の所得税の確定申告書の提出期限は3月15日(金)、消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告書の提出期限は4月1日(月)です。

期限間際になりますと、申告会場は大変混雑しますので、感染症防止の観点からも、ご自宅での申告書の作成・提出をご検討ください。

国税庁ホームページでは、スマートフォンやパソコンなどから、所得税・消費税の申告書を作成し、e－Tax等で提出することができます。

【マイナンバーカードとスマートフォンでe－Taxがますます便利に！】

これまで、パソコンでマイナンバーカードを読み取る際には、ICカードリーダライタが必要でしたが、マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンをICカードリーダライタの代替として利用することが可能です。

スマートフォンのアプリ（マイナポータルアプリ）でパソコンの画面に表示された二次元バーコードを読み取るだけで、e－Taxにより申告書を送信できますので、是非ご利用ください。

※お問い合わせは、帯広税務署（℡0155－24－2161）まで

16 平和と公正をすべての人に　自動車税種別割の住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

◆**引っ越しで住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。**

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

◇住所が変わったとき（変更登録）

◇自動車を売買したとき（移転登録）

◇自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

令和6年の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

◆**変更登録が間に合わないときは…**

道税ホームページの「自動車税種別割住所変更手続」から納税通知書の送付先の変更をしてください。

※お問い合わせは、札幌道税事務所自動車税部（℡011－746－1190）まで

16 平和と公正をすべての人に　固定資産税にかかるQ&A

◆**年の途中で土地の売買があった場合は**

Q 私は、令和5年12月25日に自己所有地の売買契約を締結し、令和6年1月15日付で買主への所有権移転登記が完了しました。令和6年度の固定資産税は誰に課税されますか？

A 毎年1月1日現在、所有者として登記されている方に当該年度の固定資産税を課税することとなっているため、令和6年度の固定資産税は、売主であるあなたに課税されます。

◆**年の始めに家屋を取り壊した場合は**

Q 令和6年1月20日に取り壊した家屋について、令和6年度の固定資産税が課税されましたが、なぜでしょうか？

A 固定資産税は、毎年1月1日現在に存在している「固定資産」を課税対象とし、その年の4月から始まる年度分について課税されます。このため、1月1日には家屋が存在していることから、令和6年度の固定資産税の課税対象となります。

◆**固定資産税（土地）が急に高くなったのですが**

Q 私は、令和5年11月に住宅を壊しましたが、土地の固定資産税額が令和6年度から急に高くなっています。なぜでしょうか。

A 土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され税額が軽減されます。しかし、住宅が滅失すると「特例の対象」から外れるため、土地の税額が高くなります。

※お問い合わせは、町民課固定資産税担当（℡2－4294）まで

11 住み続けられるまちづくりを　第2次LPガス利用者緊急支援事業

【北海道庁からのお知らせ】

北海道では、LPガス料金上昇の影響を受けているLPガス利用者の皆さまの負担軽減を図るため、昨年7月から9月にかけて負担軽減策を実施しましたが、依然LPガス料金が高い水準で推移していることを踏まえ、再度支援を行うこととしました。

◆**内容**　北海道LPガス協会を通してLPガス販売事業者に支援金を交付し、LPガス利用者に対する料金値引きを実施する。

◆**補助単価**　LPガス利用者1契約あたり2000円の料金値引き。

◆**実施時期**　2月～5月利用分から値引きを実施。

※LPガスを利用する町民の皆さまへ直接補助金を交付するものではありません。

※詳細は、北海道LPガス補助金センター（℡0120－576－440）まで

16 平和と公正をすべての人に　こども110番の家に加入しませんか？

「こども110番の家」は悪質犯罪に巻き込まれそうな子どもたちを一時的に保護し、警察や役場関係部署へ連絡を行い、被害の未然防止や早期解決の手助けを行ってもらう活動です。

犯罪の抑止効果を高めるために「こども110番の旗」を設置してもらう

しんくみ はばたき奨学金　令和6年度 奨学生募集

返済不要の給付型奨学金

十勝信用組合

十勝信用組合では、将来、社会において有用な人材を育成するため、ひとり親家庭などの高校生を対象に、修学上必要な学資金などの一部を給付する返還不要の給付型奨学金制度**「しんくみ はばたき奨学金」**を創設しました。

この度、令和6年度の奨学生を募集しますので、受給をご希望の方は募集内容をご確認のうえ、お申込みください。

◆**受給資格**　十勝管内の高等学校に在学の母子家庭・父子家庭の高校生で、保護者が当組合の営業地区（帯広市・音更町・幕別町・芽室町・上士幌町）内に住所を有する方。また、保護者（主たる家計支持者1人）の収入が、給与所得者は270万円以下、それ以外の方は135万円以下の方。

◆**募集人員**　10名 ※応募多数の場合は抽選により決定

◆**申請期間**　4月1日（月）～30日（火）（郵送の場合、30日消印有効）

◆**給付額・給付期間**　月額：10,000円　期間：1年間

◆**応募方法**　応募の方法や必要書類については、営業店窓口にお問い合わせいただくか、十勝信用組合ホームページ（https://tokachishinkumi.com）でご確認ください。

※お申し込みやお問い合せは、十勝信用組合上士幌支店（℡2-3111）、または十勝信用組合総務部（℡0155-23-1375）まで

多くの加入者が必要ですので、ぜひご加入の検討をお願いいたします。

また、生活安全推進協議会が費用を負担して保険に加入しますので、負傷などが発生した場合の補償もあります。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(TEL2-4294)まで

3 すべての人に健康と福祉を

子ども発達支援センター地域開放事業

発達支援センター地域開放事業は、町内のお子さんがどなたでも発達支援センターを利用できる機会です。普段は使えないような器具を使って身体を動かしたり、ソーシャルスキルトレーニングを体験する場として活用しませんか?誰もが自分らしく楽しく過ごすにはどうすればいいか、一緒に考えていきます。

【乳幼児と保護者】

◆日時 3月1日(金) 10時～11時30分

※保護者の同伴が必要です。

【小学1～5年生】

◆日時 3月22日(金) 15時～17時

【小学6年生～中高生】

◆日時 3月12日(火) 15時30分～17時

◆場所 子ども発達支援センター

※参加をご希望の方は次のQRまたはお電話からお願いします。

※お問い合わせは、発達支援センター(TEL2-4773)または

こどもと子育ての相談センターそら(TEL7-7235)まで

3 すべての人に健康と福祉を

第8回フロアカーリング協会大会

◆日時 3月16日(土) 9時～

◆場所 スポーツセンター

◆対象 町内に在住する小学生以上一般男女(要協会加入)

◆申込期限 3月8日(金)

※お申し込みやお問い合わせは、FC協会・事務局 堂畑(TEL2-4062)または会長 増田(TEL2-2744)まで

17 パートナーシップで目標を達成しよう

かみしほろ地域食堂うれしか

誰もが集まれる地域の場所をめざして、地域食材を使った食事を提供しています。

◆日時 3月16日(土) 毎月第3土曜日

◇10時 地域交流の場

◇11時50分 整理券配布

◇12時 提供開始

◆料金 高校生以下無料

※大人の方は、100円程度の活動支援にご協力をお願いします。

◆場所 ふれあいプラザ

★3月はオリベの豆や 関口嘉子 氏「豆っていいよネ ～豆の話～」

※お問い合わせは、かみしほろ地域食堂うれしか事務局・吉田(TEL090-9520-9456)まで

▲公式Instagram

マイナンバーカードで、オンライン転出届ができます!

マイナポータルを通じてオンライン転出届ができます。オンライン転出届をすると、上士幌町役場への来庁が原則不要となります。

【注意】・引越し先の市区町村への転入手続きは、窓口で行う必要があります。

・届出不備、国民健康保険や税の手続きなどが必要な場合は、上士幌町役場に来庁をお願いすることがあります。

・マイナンバーカードの住所や氏名が最新のものでない方はオンライン転出届ができません。

オンラインで簡単!手続きの流れ

STEP1 マイナポータルへアクセス

※アプリのダウンロードが必要です。

◀マイナポータルQR

STEP2 届出情報等の入力

※数字4桁の暗証番号が必要

STEP3 電子署名&送信

※英数字6文字以上の暗証番号が必要

手続完了! 引越し後14日以内に、マイナンバーカードをもって引越し先の市区町村窓口で転入手続

【手続きできる方】

・マイナンバーカード所持者で、日本国内で引越する方

・同一世帯のご家族分も、オンライン転出届ができます

【準備するもの】

□マイナポータルアプリ

□電子証明書が有効なマイナンバーカード

※マイナンバーカード交付時に設定した暗証番号が必要(数字4桁のものと、英数字6文字以上のもの)

□マイナンバーカード対応のスマートフォン等

□連絡先電話番号

□新しい住所

【オンライン転出届に関するお問い合わせ】

○マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

(音声ガイダンス4番、「マイナポータル」を指定)

・受付時間 平日9:30～20:00、土日祝9:30～17:30(年末年始を除く)

○町民課 総合窓口・戸籍年金担当 2-4294

国民年金インフォメーション

学生納付特例制度のご案内

学生納付特例制度は、学生の国民年金保険料の納付を猶予(先送り)できる制度です。この制度の適用期間中は保険料を支払わなくても未納になりません。適用期間が将来年金を受け取るための受給資格期間に含められるほか、障害を負った場合に障害年金が支払われるといったメリットもあります。将来のため、万が一の備えのために、本制度をご活用ください。

■対象者

大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校などに在学する学生で前年所得が128万円(収入で約200万円)以下の方

※夜間・定時制・通信課程の方なども対象

※審査対象は申請者本人の所得のみ。扶養親族等の条件により、所得基準は変わります。

■申請手続き時期と方法

・前年度学生納付特例制度の承認を受け、引き続き同じ学校に在学する方

→3月下旬ころ、日本年金機構からハガキの学生納付特例申請書が送付されます。必要事項を記入し、返送してください。

・初めて申請する方、前年度の承認を受けていない方、在学する学校に変更のある方

→令和6年度分は4月から随時受付できます。町民課または帯広年金事務所で手続きを行ってください。マイナンバーカードをお持ちの方は、「マイナポータル」から電子申請ができます。

■窓口での手続きに必要なもの

・基礎年金番号通知書

・学生証または在学証明書

・同居家族が代理申請をする場合は代理人の本人確認書類(運転免許証等)

■その他

・学生納付特例適用期間中、保険料は未納にはなりませんが、将来の年金額には反映されません。過去10年以内の保険料を支払うことができる「追納」により、将来の年金額を増やすことができます。

■お問い合わせ先

帯広年金事務所国民年金課 TEL0155-25-8113

役場町民課総合窓口・戸籍年金担当 TEL2-4294

◆十勝管内における火災件数について

令和5年の十勝管内における火災件数速報値は148件であり、令和4年より10件減少しましたが、死者は令和4年の2名から令和5年は9名と大幅に増加しています。

上士幌町内においては、4件の火災が発生、昨年より1件減少しました。

火災は、発生すると住宅等の財産だけでなく命を奪う可能性がある恐ろしい現象です。人がいるところには必ず火災の危険性があります。ですが、意識1つで危険性は格段に少なくなりますので、引き続き防火意識を持ち、火災予防にご協力をお願いします。

・寝たばこをしない

・暖房機器の周りに燃えやすいものを置かない

・こんろ周りは整理整頓し、使用時には火から離れない

・コンセント周りのほこり等の清掃、使用していないプラグは抜く

◇住宅用火災警報器設置調査について

上士幌消防署では一般家庭を対象にした住宅用火災警報器の設置調査を訪問または電話連絡で実施しております。該当となった場合にはご協力をお願いします。

♥上士幌消防署Facebook

上士幌消防署に関する情報や火災予防広報、イベント告知などをFacebookページで随時配信します。

▶詳細はこちら

3 すべての人に健康と福祉を

火の用心

【本年の出動状況】 1月31日現在の出動件数

◆火災出動 0件(うち1月 0件)

◆救急出動 25件(うち1月25件)

※お問い合わせは、上士幌消防署予防係(TEL2-2519)まで